

第9期介護保険事業支援計画の基本指針について

○国の基本指針と都道府県の介護保険事業支援計画について

介護保険法に基づき、厚生労働大臣は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、基本指針を定め、都道府県は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画を定めることとされている。

○基本指針のポイント

介護保険部会における「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、第9期計画において記載を充実する事項が提示（「参考資料1」参照）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護の連携強化が重要

②在宅サービスの充実

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

認知症高齢者の家族やヤングケアラー等家族介護者支援のための取組などの推進

②介護事業所間、医療介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③保険者機能の強化

給付適正化事業の取組みの重点化・内容の充実、市町村の取組結果の見える化等

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進

【参考】

○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の改正（令和5年5月12日成立）

介護保険法の改正に係る部分

〔介護情報基盤の整備、介護サービス事業者の財務状況等の見える化、都道府県に対する生産性の向上に資する取組促進への努力義務を新設、看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化など〕

○孤独・孤立対策推進法の制定（令和5年5月31日成立）

国及び地方公共団体は、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、必要な施策を着実に実施することとしている

○共生社会の実現を推進するための認知症基本法の制定（令和5年6月14日成立）

国及び地方公共団体は、共生社会の実現を推進するため、認知症施策を総合的かつ計画的に実施することとしている